「集落支援員」について

- 集落支援員は、地方自治体(県・市町村)からの委嘱を受け、市町村職員とも連携 しながら、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行います。
- <u>集落点検の実施、住民と住民・住民と市町村との間での話し合いを</u>促進する など、市町村職員や集落住民とともに、集落対策を推進します。
 - 総務省は、集落支援員の設置、集落点検及び話し合いに要する経費について、地方自 治体に対して特別交付税により支援します。

- 取組のポイント 🕨 集落の課題を「自らの地域」の課題としてとらえられるようにすること
 - ▶ 市町村が集落に対して十分な目配りを行うこと
 - ▶ 住民と市町村の強力なパートナーシップを形成して取り組むこと

取 組 の フ ロ -

集落支援員の設置

- 市町村に「集落支援員」を設置。
- 集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。

2 集落点検の実施

集落支援員 による支援

集落支援員 による支援

集落支援員

集落支援員は、市町村職員と協力し、住民とともに、**集落点検**を実施 (※点検項目の例:「人口・世帯数の動向」、「通院・買物・共同作業の状況、農地の状況」、「地域資源、 集落外との人の交流、UIターン、他集落との連携の状況」、など)

3 集落のあり方についての話し合い

住民と住民・住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進 (「集落点検」の結果を活用)

集落支援員がアドバイザー・コーディネーターとして参画、支援



MIC

集落点検や話し合いを通じ必要と認められる施策

積極的に実施

【平成20年度の取組状況】専任の集落支援員 199人(自治会長などとの兼務の集落支援員 約2,000人)

地域の実情に詳しい身近な人材で、集落点検の実施や話し合いの促進といっ た集落対策の推進に関して、ノウハウ・知見を有した人材です。(こうしたノウハウ・ 知見を有する者であれば、地域の実情に応じ、当該市町村外の人材が登用されることもあります。)

集落支援員の具体の取組状況や募集状況については、各地方自治体により異なり ますので、詳細はそれぞれの地方自治体にお問い合わせ下さい。



【参考】「集落支援員」の取組事例(平成20年度)

福島県喜多方市

〇人口減少と高齢化の進む集落の現状を把握するため、市内275集落中、10集 落に5人の集落支援員(喜多方市過疎集落支援員)を設置

人材

地域の実情に詳しい人材 (行政経験者、農業関係業務の経験者等)

業務内容

地区担当の市職員等と連携し、集落を巡回 集落点検により生活状況及び農地・森林の状況 を把握

ポイント

集落支援員と市職員が協働して集落対策に取り 組む:





和歌山県那智勝浦町

〇集落の課題・問題点を把握し、今後の取り組みに活かすため、町内色川地域の 全9集落に1人の集落支援員(色川地域集落支援員)を設置

人材

新規定住者を活用

業務内容

月に15回程度集落を巡回 調査内容を活動日誌にまとめるとともに、町の担当 者・地区代表者と定期的に活動内容検討会を開催

ポイント

新たな視点から地域を見つめ直すため、若い人 材を登用





島根県

〇県内全21市町村中、5市町村をモデル事業の対象に選定し、4人の集落支援員 (里山プランナー)を設置

人材

島根県中山間地域研究センター客員研究員(事業実施にあたり、やる気のある方を公募)

業務内容

地域の課題を抽出し、経営的視点から地域で必要な機能・サービスを検討

ポイント

県の予算的・人的支援をモデル市町村へ集中し、 蓄積したノウハウを他地域へ紹介することにより、 全県的な取り組みを推進



